

【料金表】

(単位数×大阪市2級地の掛け率 11.12 で計算)

<訪問介護>

区分	サービス提供 時間数	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 30分を増すごと	
		利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
	サービス提供 時間帯		[1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担		[1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担		[1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担		[1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担
身体介護	昼間	1,812円	[1] 182円 [2] 363円 [3] 544円	2,713円	[1] 272円 [2] 543円 [3] 814円	4,303円	[1] 431円 [2] 861円 [3] 1,291円	6,305円 に 911円 を加算	[1] 631円 + 92円 [2] 1,261円 + 183円 [3] 1,892円 + 274円
	早朝・夜間	2,268円	[1] 227円 [2] 454円 [3] 681円	3,391円	[1] 340円 [2] 679円 [3] 1,018円	5,382円	[1] 539円 [2] 1,077円 [3] 1,615円	7,884円 に 1,145円 を加算	[1] 789円 + 115円 [2] 1,577円 + 229円 [3] 2,366円 + 344円
	深夜	2,724円	[1] 273円 [2] 545円 [3] 818円	4,069円	[1] 407円 [2] 814円 [3] 1,221円	6,460円	[1] 646円 [2] 1,292円 [3] 1,938円	9,463円 に 1,367円 を加算	[1] 947円 + 137円 [2] 1,893円 + 274円 [3] 2,839円 + 411円
生活援助				20分以上 45分未満		45分以上			
	昼間			1,990円	[1] 199円 [2] 398円 [3] 597円	2,446円	[1] 245円 [2] 490円 [3] 734円		
	早朝・夜間			2,490円	[1] 249円 [2] 498円 [3] 747円	3,058円	[1] 306円 [2] 612円 [3] 918円		
	深夜			2,991円	[1] 300円 [2] 599円 [3] 898円	3,669円	[1] 367円 [2] 734円 [3] 1,101円		

・身体介護サービスに引続き生活援助を行った場合、身体介護利用料に下記の金額を加算

区分	サービス提供 時間数	20分以上 45分未満		45分以上 70分未満		70分以上			
		利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額		
	サービス提供 時間帯		[1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担		[1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担		[1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担		
生活援助	昼間			722円	[1] 73円 [2] 145円 [3] 217円	1,445円	[1] 145円 [2] 289円 [3] 434円	2,168円	[1] 217円 [2] 434円 [3] 651円
	早朝・夜間			900円	[1] 90円 [2] 180円 [3] 270円	1,812円	[1] 182円 [2] 363円 [3] 544円	2,713円	[1] 272円 [2] 543円 [3] 814円
	深夜			1,089円	[1] 109円 [2] 213円 [3] 327円	2,168円	[1] 217円 [2] 434円 [3] 651円	3,258円	[1] 326円 [2] 652円 [3] 978円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前 6 時 から 午前 8 時 まで	午前 8 時 から 午後 6 時 まで	午後 6 時 から 午後 10 時 まで	午後 10 時 から 午前 6 時 まで

<介護予防型訪問サービス>

介護予防訪問介護費	利用料	利用者負担額 [1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担
訪問型サービス費(Ⅰ) ※週 1 回程度の利用が必要な場合 (要支援 1・要支援 2)	13,077 円/月	[1] 1,308 円/月 [2] 2,616 円/月 [3] 3,924 円/月
訪問型サービス費(Ⅱ) ※週 2 回程度の利用が必要な場合 (要支援 1・要支援 2)	26,120 円/月	[1] 2,612 円/月 [2] 5,224 円/月 [3] 7,836 円/月
訪問型サービス費(Ⅲ) ※(Ⅱ)を超える利用が必要な場合 (要支援 2)	41,444 円/月	[1] 4,145 円/月 [2] 8,289 円/月 [3] 12,434 円/月

<生活援助型訪問サービス>

介護予防訪問介護費	利用料	利用者負担額 [1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担
生活援助型訪問サービス費(Ⅰ) ※週 1 回程度の利用が必要な場合 (要支援 1・要支援 2)	9,874 円/月	[1] 988 円/月 [2] 1,975 円/月 [3] 2,963 円/月
生活援助型訪問サービス費(Ⅱ) ※週 2 回程度の利用が必要な場合 (要支援 1・要支援 2)	19,726 円/月	[1] 1,973 円/月 [2] 3,946 円/月 [3] 5,918 円/月
生活援助型訪問サービス費(Ⅲ) ※(Ⅱ)を超える利用が必要な場合 (要支援 2)	31,302 円/月	[1] 3,131 円/月 [2] 6,261 円/月 [3] 9,391 円/月

[加算]

加算項目	算定回数等	利用料	利用者負担額 [1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担
特定事業所加算(Ⅰ)	1 回につき所定単位数の 20/100	左記単位数に掛け率を 乗じた金額	[1] 左記の1割 [2] 左記の2割 [3] 左記の3割
緊急時訪問介護加算	1 回の要請に対して 1 回	1,112 円	[1] 112 円 [2] 223 円 [3] 334 円
初回加算	初回のみ	2,224 円	[1] 223 円 [2] 445 円 [3] 668 円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位/月	1,112 円	[1] 112 円 [2] 223 円 [3] 334 円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位/月	2,224 円	[1] 223 円 [2] 445 円 [3] 668 円

[加算] 続き

加算項目	算定回数等	利用料	利用者負担額 [1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担
介護職員等処遇改善加算 (新加算) (I)	所定単位数の 245/1,000	左記単位数に掛け率を 乗じた金額	[1] 左記の1割 [2] 左記の2割 [3] 左記の3割

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。
なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て複数の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額を人員数に応じて換算することになります。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
- ※ 緊急時訪問介護加算は利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等は居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算（I）は、サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算（II）は、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき加算します。